

# 杉並区議会事案決定基準

(平成12年3月31日杉議会発第134号)

改正 平成13年4月10日杉議会発第142号  
 平成23年2月3日杉議会第1219号  
 平成25年2月28日杉議会第1061号  
 令和4年3月17日杉議会第1222号  
 令和8年3月13日杉議会第1199号

平成16年3月22日杉議会第596号  
 平成24年3月30日杉議会第1325号  
 平成28年3月31日杉議会第1120号  
 令和5年3月16日杉議会第1285号

(目的)

第1条 この基準は、杉並区議会事務局における事務について、決定権限の配分を定めることにより、事務執行における権限及び責任の所在を明確にし、事案決定の適正化を図ることを目的とする。

(事案決定の原則)

第2条 事案の決定は、当該決定の結果の重大性に応じ、議長若しくは委員長又は事務局長（以下「局長」という。）若しくは事務局次長（以下「次長」という。）が行う。

(決定対象事案)

第3条 議長若しくは委員長又は局長若しくは次長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。ただし、同表に定める事案に該当しない事案の処理については、杉並区事案決定基準（平成19年3月29日杉並第89903号）に類似の事案があるときはその例に準じて処理することとし、類似の事案がないときは次長がその処理を決定するものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日起案分から適用する。

附 則（令和5年3月16日杉議会第1285号）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月13日杉議会第1199号）

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表

事務の種類	議長	委員長	局長	次長
1 公印の管守に関する こと。			1 公印を新調、改刻すること。 2 公印の印影印刷をすること。	
2 訓令及び要綱（基準等）に関する こと。	1 訓令及び要綱を制定又は改廃すること。			
3 職員の服務に関する こと。	1 局長及び書記を任免すること。 2 局長の職務に専念する義務の免除を承認すること。 3 局長の休暇、介護時間並びに育児休業、育児短時間勤務（育児短時間勤務の例による短時間勤務を含む。）及び部分休業を承認し、又は確認すること。 4 局長に週休日の振替え等を命ずること。		1 次長の職務に専念する義務の免除を承認すること。 2 次長の休暇、介護時間並びに育児休業、育児短時間勤務（育児短時間勤務の例による短時間勤務を含む。）及び部分休業を承認し、又は確認すること。 3 次長に週休日の振替え等を命ずること。	1 一般職員の職務に専念する義務の免除を承認すること。 2 一般職員の休暇、介護時間並びに育児休業、育児短時間勤務（育児短時間勤務の例による短時間勤務を含む。）及び部分休業を承認し、又は確認すること。 3 一般職員に週休日の振替え等を命ずること。

	<p>5 局長の勤務時間の割振り指定すること。</p> <p>6 局長に出張を命ずること。</p> <p>7 職員に海外出張を命ずること。</p>		<p>4 次長の勤務時間の割振り指定すること。</p> <p>5 次長に出張（海外出張を除く。）を命ずること。</p>	<p>4 一般職員の勤務時間の割振り指定すること。</p> <p>5 一般職員に超過勤務及び休日勤務を命ずること。</p> <p>6 一般職員に出張（海外出張を除く。）を命ずること。</p>
<p>4 会計年度任用職員に関すること。</p>				<p>1 杉並区事案決定基準の例による。</p>
<p>5 政務活動費に関すること。</p>	<p>1 政務活動費の交付対象者状況を通知すること。</p> <p>2 政務活動費の収支報告を通知し、収支報告書等を閲覧に供すること。</p>			<p>1 政務活動費を支出すること。</p>
<p>6 議員の報酬及び費用弁償に関すること。</p>	<p>1 議員に公務のための旅行を命ずること。</p>			<p>1 議員の報酬及び費用弁償を支出すること。</p> <p>2 議員の期末手当を支出すること。</p>
<p>7 情報公開に関すること。</p>	<p>1 情報公開制度の運営方針を決定すること。</p>			<p>1 情報公開制度の運営・基準に関すること。</p> <p>2 情報の公開請求に対する可否を決定すること。</p>
<p>8 個人情報の保護に関すること。</p>	<p>1 個人情報保護制度の運営方針を決定すること。</p>			<p>1 個人情報保護制度の運営・基準に関すること。</p> <p>2 自己情報の開示、訂正等の請求に対する可否を決定すること。</p> <p>3 個人情報登録簿を閲覧に供すること。</p>
<p>9 議長に対する不服申立てに関すること。</p>	<p>1 審査請求を裁決すること。</p> <p>2 審査請求に係る処分等の執行停止をすること。</p> <p>3 審査請求を裁決する場合において、一定の処分をすること。</p>		<p>1 審査請求書の補正を命ずること。</p> <p>2 議長が審査請求について行う審査手続（裁決及び執行停止をすることを除く。）に関すること。</p>	
<p>10 議員共済年金に関すること。</p>	<p>1 会員資格の得喪に関すること。</p>			<p>1 年金・一時金を請求すること。</p> <p>2 諸届を提出すること。</p> <p>3 給付費負担金及び事務費負担金を支出すること。</p>
<p>11 区議会議員待遇者に関すること。</p>	<p>1 区議会議員待遇者に礼遇すること。</p>			<p>1 区議会議員待遇者に関する定例的又は簡易な通知をすること。</p>
<p>12 本会議に関すること。</p>	<p>1 本会議の開会を通知すること。</p> <p>2 議事日程を通知すること。</p>			

	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 発言の順序を決定すること。</li> <li>4 撮影・録音等を許可すること。</li> <li>5 委員会付託事項表を作成し配布すること。</li> <li>6 委員会の審査報告を受け、これを議題とすること。</li> <li>7 議員の辞職及び資格の決定並びに懲罰に関すること。</li> </ol>			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発言通告書を受け取ること。</li> <li>2 質問通告書を受け取ること。</li> <li>3 傍聴券を交付すること。</li> <li>4 手話通訳を実施すること。</li> <li>5 一時保育を実施すること。</li> </ol>
13 委員会に関すること。		1 撮影・録音等を許可すること。		
14 委員長、その他会議に関すること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議長の権限に属する会議を開催し、記録を調製すること。</li> <li>2 委員会開会通知を受け取ること。</li> <li>3 撮影・録音を許可すること。</li> <li>4 公聴会の開催を承認し、開催を告示すること。</li> <li>5 調査等のための委員の派遣を承認すること。</li> <li>6 委員会記録を保管すること。</li> <li>7 行政視察等の報告書の提出を受けること。</li> <li>8 閉会中継続審査・継続調査申出書の提出を受けること。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員会の傍聴のための胸章を交付すること。</li> <li>2 手話通訳を実施すること。</li> <li>3 一時保育を実施すること。</li> <li>4 資料請求書の提出を受け、関係部署に配布すること。</li> <li>5 資料を委員に配布すること。</li> <li>6 参考人等に費用弁償等を支給すること。</li> <li>7 委員会記録を閲覧等に供すること。</li> <li>8 行政視察等の報告書を閲覧に供すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 初会合を開催すること。</li> <li>2 新人議員説明会を開</li> </ol>

15 議案の立案に関する こと。	1 議員提出議案の提出 を受けること。		催すること。	
16 会議録の調製保存及 び議決事件の処理に 関すること。	1 会議録を調製するこ と。 2 議決原本を保存する こと。 3 会議結果を報告する こと。			1 会議録等を閲覧に供する こと。 2 議決謄抄本を交付する こと。
17 請願、陳情等の処理 に関すること。	1 請願、陳情等を受理 すること。 2 審査等を委員会に付 託し、その審査結果及 び処理てん末の報告 を受けること。 3 審査結果等を提出者 に通知すること。			1 文書表を作成すること。
18 各種の調査及び資料 の収集に関すること。				1 他区等に調査を依頼し、 資料を収集、作成すること。 2 他区等からの調査につい て回答すること。 3 区政に関する資料の作成 を関係部課に依頼するこ と。 4 資料を議員に配布するこ と。 5 他区市町村議会等からの 視察依頼に対応すること。
19 議会図書室に関する こと。			1 議会図書室の管理運 営方針を決定するこ と。 2 図書原簿を調製する こと。 3 蔵書を廃棄するこ と。 4 蔵書目録を作成する こと。	1 蔵書の閲覧及び貸出を行 うこと。 2 蔵書のための図書等、刊 行物等を購入、受贈、蒐集 及び保存すること。
20 議会の広報に関する こと。	1 議会だより等の発行 及び編集方針を決定 すること。			1 区議会だよりを編集し発 行すること。 2 区議会年報を編集し発行 すること。 3 区議會議員名簿を作成し 配布すること。 4 区議会開会周知ポスター を作成し掲示すること。 5 インターネット中継に関 すること。